

令和7年10月26日執行

川崎市長選挙

の記録

川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙

川崎市選挙管理委員会

はじめに

令和7年11月18日に任期が満了することに伴う第21回川崎市長選挙の日程は、同年5月12日開催の本市選挙管理委員会において、告示日を10月12日、選挙期日を10月26日として執行することに決定しました。その後、9月11日に川崎区選出の市議会議員が当該市長選挙に立候補するため辞職したことにより、同区選出の市議会議員に欠員が生じたため、翌12日に急遽本市選挙管理委員会を開催し、川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙（欠員1人）を市長選挙に便乗して同時に執行することを決定しました。

また、川崎市長選挙は、直近2回（令和3年及び平成29年）はそれぞれ衆議院議員総選挙と同日に執行しており、今回の市長選挙は平成25年以来12年ぶりに本市単独での地方選挙のみを行う選挙となりました。

管理執行の面においては、令和6年執行の兵庫県知事選挙において、当選を目的としない者が特定候補を応援するために立候補し、実質的に2倍の選挙運動を行う、いわゆる「2馬力選挙」が大きな問題として全国的な注目を浴びたことを受け、ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターの記載に関する義務や営業宣伝に係る罰則が新設された公職選挙法の一部改正や、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び費用弁償の基準額を引き上げた公職選挙法施行令の一部改正が施行されてから初めて執行される市長選挙となり、結果として今回の市長選挙では、当選を目的としない立候補者はなく、市長選挙としては過去最多の6人の候補者による14日間の選挙戦が展開されました。

啓発事業としては、市長選挙は市民の代表者を選ぶ、市民生活に直結した選挙として有権者の関心を引き起こすため、より選挙を身近に感じてもらえるよう、川崎市出身で世界を舞台に活躍しているプロサッカー選手の「田中 碧」さんをメインキャラクターに起用し、田中選手の爽やかで力強い写真に加え、キャッチコピー「自分ができることを全力で！」を大きくレイアウトしたメインビジュアルを作成して、かわさき市政だより（10月1日号）の1面に掲載したほか、特に本市としては初めて投票済証明書（投票所来場証明書）のデザインにも使用するなど、各種啓発事業に活用し、若年層を中心とした幅広い世代への投票喚起を行いました。

今回の市長選挙の投票率は32.93%となり、衆議院議員総選挙と同日執行となった直近2回の市長選挙である令和3年執行時の57.66%及び平成29年執行時の52.30%を、24.73ポイント及び19.37%下回る結果となり、最後に市長選挙を単独で執行した平成25年執行時の投票率32.82%をわずかに0.11ポイント上回ったものの、市が単独で執行する地方選挙の難しさが浮き彫りとなりました。

この「川崎市長選挙・川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙の記録」は、今回の選挙の結果をまとめたものですが、今後の選挙等の執行に当たり御活用いただければ幸いです。

最後となりましたが、今回の川崎市長選挙等を無事終えることができ、この記録をお届けすることができましたことは、関係各位及び諸団体並びに報道関係の皆様への深い御理解と御協力の賜物と存じ、この場をお借りして衷心よりお礼申し上げます。次第です。

令和8年3月

川崎市選挙管理委員会

川崎市選挙管理委員会 委員長談話

本日、川崎市長選挙が告示され、川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙とあわせて10月26日に投票が行われます。

本市は、昨年市制100周年という歴史的な節目を迎え、次の100年に向けて歩み始めたところです。有権者の皆様には、あらゆる世代を通じて積極的に投票に参加していただき、これからの本市のかじ取りを担う、自分たちの思いを託するにふさわしい候補者に貴重な1票を行使されますよう希望いたします。

また、候補者並びに選挙運動関係者の皆様におかれましては、法令等を遵守していただき、最後まで公正で、違反のない「明るくきれいな選挙」に徹して運動を展開されることを強く要望いたします。

令和7年10月12日

川崎市選挙管理委員会
委員長 廣田 健一

自分が 全 できることを 力で!

プロサッカー選手、
リーズ・ユナイテッドFC所属
田中 碧

令和7年 10月26日(日)



川崎市市長選挙

川崎市議会議員川崎区補欠選挙

投票時間

朝7時から
夜8時まで



その日がダメなら
期日前投票

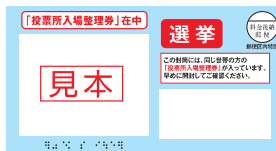
川崎市市長選挙 ▶ [期間] 10月13日(月)～10月25日(土) 川崎市議会議員川崎区補欠選挙 ▶ [期間] 10月18日(土)～10月25日(土)
[時間] 朝8時30分～夜8時(国際交流センターは朝9時～) [場所] 選挙人名簿に登録されている区の区役所、支所、出張所など

※政治家(候補者、立候補予定者、現に公職にある者)が選挙区内の者・団体等に対してお金や物を贈ることや、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることは禁止されています。

川崎市・区選挙管理委員会 川崎市・区明るい選挙推進協議会 川崎市市長選挙 検索

投票日当日の投票所は、封書でお送りする「投票所入場整理券」でお確かめください

- 「投票所入場整理券」は、一人一枚、世帯ごとにとまとめて封書で郵送しています。
- 投票の際には、ご自分のお名前が記載された「投票所入場整理券」をお持ちください。受付での手続きが早くなります。
- 「投票所入場整理券」が万一届かなかった方や、「投票所入場整理券」を紛失してしまった方でも、選挙人名簿等を確認した上で投票していただくことができますので、受付の際にお申し出ください。(「投票所入場整理券」がお手元に無い場合でも投票できます。)



青色の封書でお届けします。

※投票するときまでに川崎市外へ転出された方は川崎市市長選挙及び川崎市議会議員川崎区補欠選挙の投票はできません。

選挙公報が配布されます

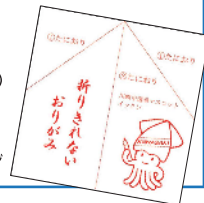
有権者の皆さんが投票する際の判断資料とするため、選挙公報には、候補者の氏名、顔写真、経歴、政見・公約など候補者から提出された原稿がそのまま掲載されています。

- 各世帯への選挙公報の配布は町内会・自治会、事業者等の多くの皆様の協力により市長選挙の選挙公報は、10月14日(火)以降、市議補欠選挙は10月19日(日)以降から順次、各世帯のポストへの投函をする方法で行います。
- 万一選挙公報がお手元に届かない場合は、お住まいの区の選挙管理委員会にご連絡ください。
- 区役所や支所、出張所・図書館をはじめ、区内のいくつかの施設にも市長選挙の選挙公報は10月14日(火)頃から、市議補欠選挙は10月19日(日)頃から選挙公報を配架いたしますので御利用ください。配架している施設はホームページにてご覧いただけます。
- 選挙公報は、各選挙の立候補の届出終了後、作成次第、市長選挙は10月13日(月)頃から、市議補欠選挙は10月18日(土)頃からホームページ(右記参照)でもご覧いただけます。期日前投票所、当日投票所でご覧になりたい方は、職員にお声かけください。

投票所に行ってみよう! キャンペーン

18歳未満でも保護者等と一緒に投票所に入場できます。この機会に是非、投票所を見学してみよう。なお、各投票所に行くと、投票用紙と同じ素材でできている「折りきれないおりがみ」がもらえるよ。折っても開いてしまう不思議な用紙。ツルツルした手触りや書き心地も確認してみよう!

期 間 10月13日(月)～10月26日(日)
場 所 川崎市内の期日前投票所 及び 当日投票所
時 間 期日前投票：朝8時半～夜8時(国際交流センターは朝9時～)
当日投票：朝7時～夜8時
対 象 保護者等と一緒に来る18歳未満の子ども
プレゼント 「折りきれないおりがみ」 ※なくなり次第終了。デザインはイメージ



ホームページのお知らせ

選挙の詳しいお知らせなどは、特設ホームページに掲載されていますのでご覧ください。

特設ホームページアドレス

<https://www.senkyo.city.kawasaki.jp/index.htm>

※投票速報・開票速報については10月26日(日)に順次掲載します。



お問い合わせ先 お住まいの区の選挙管理委員会(それぞれの区役所内にあります)に、お問い合わせください。

川崎市選挙管理委員会 電話 201-3124 〒210-8570 川崎区東田町8 パレールビル
幸 区選挙管理委員会 電話 556-6604 〒212-8570 幸区戸手本町1-11-1
中原区選挙管理委員会 電話 744-3128 〒211-8570 中原区小杉町3-245
高津区選挙管理委員会 電話 861-3124 〒213-8570 高津区下作延2-8-1

宮前区選挙管理委員会 電話 856-3126 〒216-8570 宮前区宮前平2-20-5
多摩区選挙管理委員会 電話 935-3128 〒214-8570 多摩区登戸1775-1
麻生区選挙管理委員会 電話 965-5109 〒215-8570 麻生区万福寺1-5-1
川崎市選挙管理委員会 電話 200-3425 〒210-8577 川崎区宮本町1

投票日当日に、仕事や用事などで投票所に行けないと見込まれる方は、 期日前投票又は不在者投票を!

期日前投票

◆市内に設置する期日前投票所の設置場所及び期間・開設時間は、次のとおりです。

受付期間

※土・日曜日・祝日も受付しています。

- ①川崎市長選挙……………令和7年10月13日(月)～令和7年10月25日(土)
 - ②川崎市議会議員川崎区補欠選挙…令和7年10月18日(土)～令和7年10月25日(土)
- ※川崎区では、10月18日(土)から全ての選挙の投票を同時に行うことができます。

受付時間

午前8時30分～午後8時(国際交流センターは午前9時～午後8時)
※昼休みの時間も投票できます。

期日前投票所

お住まいの区(選挙人名簿登録地)のいずれの期日前投票所でも投票できます。※10月24(金)、25日(土)は非常に混みあいますので、長時間お待ちいただく場合があります。投票にお越しの際は、車での来場は御遠慮ください。

お持ちいただくもの

「投票所入場整理券」の裏面にある「請求書(兼宣誓書)」欄に必要事項をご記入の上、期日前投票所にお持ちください(なお、「投票所入場整理券」をお持ちにならない場合でも、選挙人名簿を確認した上で投票していただくことができます。)。印鑑は不要です。

区名	設置場所
川崎区	川崎区役所12階会議室(川崎区東田町8パレールビル)
	川崎区役所大師支所仮庁舎2階会議室(台町26-7)
	川崎区役所田島支所仮庁舎2階会議室(田島町20-23)
幸区	幸区役所4階会議室(幸区戸手本町1-11-1)
	幸区役所日吉出張所2階日吉おやこであそぼうランド(幸区南加瀬1-7-17)
中原区	中原区役所5階会議室(中原区小杉町3-245)
	国際交流センター別棟レクリエーションルーム(中原区木月祇園町2-1)
高津区	高津区役所5階会議室(高津区下作延2-8-1)
	高津区役所橋出張所(高津区千原1362-1)
宮前区	宮前区役所4階会議室(宮前区宮前平2-20-5)
	宮前区役所向丘出張所1階ロビー(宮前区平1-1-10)
多摩区	多摩区役所11階会議室(多摩区登戸1775-1) ※10月25日(土)のみ1階講堂でも投票可能
	多摩区役所生田出張所2階大会議室(多摩区生田7-16-1)
麻生区	麻生区役所4階会議室(麻生区万福寺1-5-1)
	麻生区役所柿生分庁舎1階ホール(麻生区上麻生6-29-18)

不在者投票 (出張先、入院・入所先、郵便等により自宅(一定の要件が必要)等で投票する方法)

※不在者投票ができるのは、10月13日(月)(川崎市議会議員川崎区補欠選挙は10月18日(土))以降です。

次の方法により、お住まいの区(選挙人名簿登録地)以外の滞在地の市区町村の選挙管理委員会で投票することができます。なお、この方法は投票用紙等の郵送に日数がかかりますので、お早めにご手続きをしてください。

出張・旅行・出産などで お住まいの区 (選挙人名簿登録地) 以外に滞在中の方

① 投票用紙等を請求する

郵送されてきた封筒に入っている「投票所入場整理券」の裏面にある「請求書(兼宣誓書)」[投票用紙送付先]欄に必要事項を記入した上で、お住まいの区(選挙人名簿登録地)の選挙管理委員会宛てに、直接または郵便等(FAXやEメールは不可)で投票用紙等の交付を請求してください。
※マイナンバーカード(署名用電子証明書用暗証番号(6～16文字の半角英数字)設定済みのもの)をお持ちの方については、オンラインにより不在者投票の投票用紙等を請求できます。詳しくはホームページ(表面URL又は二次元コード)をご覧ください。

② 投票用紙等を受け取る

お住まいの区(選挙人名簿登録地)の選挙管理委員会から郵送されてきた封筒を受領してください。封筒の中のビニール製の袋には、投票用紙、投票用封筒(内封筒と外封筒)、密封された不在者投票証明書が入っています。
※ビニール製の袋は絶対に開封しないでください。

③ 滞在地の選挙管理委員会で投票する

受け取った封筒を滞在地の市区町村の選挙管理委員会にお持ちいただき、その場で投票してください。
※投票できる日時・場所は、不在者投票を行う滞在地の市区町村により異なりますので、滞在地の選挙管理委員会に事前にご確認ください。

病院、老人ホーム等に 入院、入所している方

都道府県の選挙管理委員会が指定した施設に入院、入所している方は、その施設で投票することができます。これは、病院、老人ホーム等の施設長に投票用紙等の請求を依頼し、その管理のもとで投票する方法です。手続きについては、各施設でご確認ください。

身体に重度の障害の ある方や要介護5の方 (郵便等投票)

身体障害者手帳が戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちの方で、下の表に掲げる一定要件にあてはまる方は事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けた上で投票用紙等を請求し、自宅等で投票することができます(この方法は、郵便等による送付が必要になります)。なお、投票用紙等の請求期限は投票日の4日前【10月22日(水)】までとなりますので、お早めにご手続きをしてください。制度の詳細については区の選挙管理委員会にお問い合わせいただくか、川崎市ホームページでご確認ください(もし、今回の選挙で間に合わなくても、次の選挙からは是非ご利用ください。)

身体障害者手帳に記載してある障害の程度	障害名	障害の程度	介護保険の被保険者証		要介護の状態区分
			要介護1	要介護2	
身体障害者手帳に記載してある障害の程度	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級・2級	1級・2級	1級・2級	要介護5
			1級・3級	1級・3級	
			1級・2級・3級	1級・2級・3級	
戦傷病者手帳に記載してある障害の程度	両下肢、体幹の障害	特別項症～第2項症	特別項症～第2項症	特別項症～第2項症	要介護5
			特別項症～第3項症	特別項症～第3項症	
			特別項症～第3項症	特別項症～第3項症	

- ※郵便等投票の対象者で、更に次の要件にも該当する方は、あらかじめ区の選挙管理委員会に対して届出をした代理記載人1人(選挙権を有する人に限る)に、投票用紙等に代理で記載させることができます。
- ・身体障害者手帳に記載された障害の程度：上肢または視覚の障害の程度が1級
- ・戦傷病者手帳に記載された障害の程度：上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症まで

あなたの投票はどこで!

住所を変えていない方	投票できる方	投票できない方			
		今の住所で	前の住所で		
住所を変えていない方	平成19年(2007)10月27日までに生まれた方	○			
	平成19年(2007)10月28日以降に生まれた方		●		
生まれながらにして、平成19年10月27日までに最近住所を変えた方	市外から川崎市内に転入した方	令和7年7月11日(川崎区は令和7年7月16日)までに転入届出をした方	○		
		令和7年7月12日(川崎区は令和7年7月17日)以降に転入届出をした方		●	
	川崎市内から市外へ転出した方	—		●	
		—		●	
	市内	他の区から住所を移した方	令和7年9月21日までに区間異動届出をした方	△	
			令和7年9月22日以降に区間異動届出をした方		▲
区内	区内で住所を移した方	令和7年9月21日までに区内転居届出をした方	○		
		令和7年9月22日以降に区内転居届出をした方		○	

川崎市外に転出された方は、いずれの選挙も投票できません。

- (注意)
- 1 投票ができる方に「○」が付いていても選挙人名簿に登録されていない方は、投票できません。選挙人名簿には、住民基本台帳に記録され、かつ年齢要件、住所要件及び国籍要件を備えている方が登録されます。
 - 2 「前の住所」で投票できる方は、前の住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。
 - 3 「△」は「今の住所」が川崎区の方は「川崎市議会議員川崎区補欠選挙」も投票できます。「前の住所」が川崎区の方であっても「川崎市議会議員川崎区補欠選挙」は投票できません。
 - 4 「▲」は「前の住所」が川崎区の方は「川崎市議会議員川崎区補欠選挙」も投票できます。「今の住所」が川崎区の方であっても「川崎市議会議員川崎区補欠選挙」は投票できません。

目 次

1	選挙の概要	1
2	主要事務日程表	8
3	選挙啓発	20
4	候補者等	
	(1) 川崎市長選挙	28
	(2) 川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙	28
5	投票	
	(1) 開票区別投票に関する調	
	ア 川崎市長選挙	30
	イ 川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙	30
	(2) 投票区別投票所及び投票区域一覧	
	ア 川崎区	32
	イ 幸区	34
	ウ 中原区	35
	エ 高津区	37
	オ 宮前区	39
	カ 多摩区	40
	キ 麻生区	42
	(3) 投票区別投票に関する調（期日前・不在者含む）	
	ア 川崎区	46
	イ 幸区	50
	ウ 中原区	52
	エ 高津区	56
	オ 宮前区	58
	カ 多摩区	62
	キ 麻生区	64
	(4) 時刻別投票状況（投票率）に関する調	68
	(5) 代理投票・点字投票に関する調	
	ア 川崎市長選挙	69
	イ 川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙	69
	(6) 期日前投票・不在者投票に関する調	
	ア 期日前投票の投票所に関する調	70
	イ 不在者投票の請求等に関する調	71
	ウ 不在者投票の受理、不受理に関する調	72
	エ 管理者別不在者投票に関する調	73

オ	投票者総数に対する期日前投票・不在者投票をした者の割合に関する調	74
6	開票	
(1)	候補者別得票数に関する調	
ア	川崎市長選挙	76
イ	川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙	77
(2)	有効又は無効と決定した投票調	
ア	川崎市長選挙	78
イ	川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙	79
(3)	各時刻における開票状況に関する調	
ア	川崎市長選挙	80
イ	川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙	80
7	投・開票所施設並びに投・開票管理者、選挙長及び事務従事者等	
(1)	投・開票所に使用した施設	83
(2)	投・開票管理者、選挙長及び事務従事者等	
ア	期日前投票	84
イ	投票	85
ウ	開票	86
エ	選挙会（川崎市長選挙）	87
オ	開票と選挙会の合同（川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙）	87
8	選挙公営	
(1)	ポスター掲示場の設置に関する調	88
(2)	公営施設使用の個人演説会等に関する調	
ア	川崎市長選挙	89
イ	川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙	89
(3)	選挙公報	
ア	川崎市長選挙	90
イ	川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙	92
(4)	公費負担の状況等	
ア	川崎市長選挙	94
イ	川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙	95
9	政治活動	
(1)	川崎市長選挙	97
(2)	川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙	98
10	選挙運動費用	
(1)	川崎市長選挙	99
(2)	川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙	100

11 参 考

(1) 選挙人名簿登録者数・世帯数及び人口	1 0 1
(2) 期日前投票者数日計累計表 他	
ア 川崎市長選挙	1 0 2
イ 川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙	1 0 5
(3) 男女別期日前投票者数の推移（川崎市長選挙）	1 0 6
(4) 第21回川崎市長選挙及び川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙の概要	1 0 7
(5) 前回（令和3年10月31日執行 第20回川崎市長選挙等） と変わった事項	1 1 2
(6) 諸物品の地色及び印刷色	1 1 3
(7) 区別開票事務の所要時間	
ア 川崎市長選挙	1 1 6
イ 川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙	1 1 7
(8) 川崎市長選挙執行状況	1 1 8
(9) 川崎市議会議員選挙執行状況	1 2 0

<参考>

・川崎市長選挙等各種啓発事業実施写真	2 5
・立候補予定者事前説明会及び政党説明会記録写真	4 4
・当日投票所設営記録写真	4 5
・開票所レイアウト	7 5
・ポスター掲示場及び開票所記録写真	8 2
・政治活動用物件記録写真	1 1 4
・選挙運動用物件記録写真	1 1 5
・当選証書付与式記録写真	1 2 2
・投票所入場整理券様式	1 2 4

1 選挙の概要

(1) 選挙期日

令和7年11月18日に任期が満了することに伴う今回の川崎市長選挙（以下、「市長選挙」という。）は、同年5月12日開催の委員会において10月12日（日）を告示日、10月26日（日）を選挙期日と決定しました。また、令和7年9月11日に辞職により欠員1名が生じた川崎市議会議員川崎区選挙区における補欠選挙（以下、「市議川崎区補欠選挙」という。）について、公職選挙法（以下、「法」という。）第113条第3項及び第4項の規定により、9月12日に市長選挙と同時に行うことを決定しました。

このような経緯の中、10月12日に市長選挙が告示され、続いて10月17日に市議川崎区補欠選挙が告示され、10月26日に川崎区を除く6区で市長選挙を執行し、川崎区で市長選挙及び市議川崎区補欠選挙の2つの選挙を同時に執行しました。

なお、開票については従前どおり即日開票を実施しました。

(2) 選挙啓発

地域住民の福祉の増進と地域社会の発展のため、地方公共団体の果たす責務は極めて重要です。川崎市長選挙は、今後4年間のまちづくりや地域福祉など、地域社会の発展を担うリーダーを選ぶという、市民生活に直接結びつく大変重要な意義を有する選挙です。

このため、市・区選挙管理委員会は、市・区明るい選挙推進協議会と緊密に連携し、選挙のルールを守ったきれいな選挙の推進と投票率向上を目的として、あらゆる機会を通じて一票の大切さを周知し、投票参加を呼びかけることを重点に各種の啓発事業を実施しました。

ア 投票参加の推進

選挙は、有権者が政治に参加する最も重要かつ基本的な機会であり、積極的な投票参加は民主政治の健全な発展のため欠かすことのできないものです。

特に、今回の選挙は、市民生活に直結する重要な選挙であることから、多くの有権者の目に留まって印象に残るとともに、投票を喚起するように、本市出身のプロサッカー選手「田中 碧」選手をメインキャラクターに起用し、統一したイメージ及びデザインを用いた啓発動画やポスター、横断幕などをはじめとする啓発資材を作製し、投票日等を周知するとともに、本市では初めて投票済証明書にもメインキャラクターを起用し、受け取った有権者にはSNSでの発信も呼びかける取組を行いました。

また、各種広報の展開については、本市の広報媒体を積極的に活用することに加え、JR南武線や小田急線の主要駅における広告や市内各所の大型ビジョンでの動画放映とともに、メディアを活用した広報活動を実施し、パブリシティによる二次的な啓発効果も含め、事業を展開しました。

さらには、すべての世代の有権者が積極的に投票するよう市内各地域で街頭啓発等を行い、投票参加を呼びかけました。

イ 若年層有権者への啓発活動の強化

若年層の主要な情報源の1つであるSNSにおいて、市ソーシャルメディア公式アカウントを活用し、XやLINEで、選挙期日の周知や投票参加への呼びかけを実施した上、選挙権年齢に達する世代の生徒に向けて、選挙への関心を高め、積極的に投票に参加するよう、高等学校への選挙公報の配架とともにポスターや横断幕の掲出等も実施しました。

また、子どもの頃の投票所体験が、将来有権者となった際の投票参加に繋がる経験となるとともに、子育て世代の有権者の投票するきっかけ作りとして、「親子連れ投票」を推進しました。

ウ 選挙結果の速やかな公表

選挙の結果を市民に対して速やかに知らせるため、「選挙特設ホームページ」による投・開票速報を実施しました。

エ 制度の周知

より多くの有権者が、それぞれの状況に応じた投票の機会を確保できるよう、「選挙特設ホームページ」に投開票日や投票所の情報に加え、期日前投票及び不在者投票を含めた様々な投票制度を掲載するとともに、その他の啓発媒体も活用し、各種投票制度を周知しました。

オ きれいな選挙の推進

選挙の正しいルールの周知徹底を図り、買収・供応等の悪質な選挙違反を一掃し、有権者が自由な意思で投票できる、きれいな選挙を推進しました。

(3) 候補者等

ア 市長選挙

候補者数は過去最多の6人で、現職と新人5人の選挙戦となりました。

イ 市議川崎区補欠選挙

欠員数1人に対し候補者は5人で、新人4人、元議員1人が立候補しました。所属党派は日本共産党、立憲民主党、社会民主党、自由民主党、日本維新の会（届出順）が1人ずつでした。

(4) 選挙人名簿

選挙期日の決定に伴い、選挙人名簿の登録基準日等が次のとおり定められ、各区の選挙管理委員会において、最初に市長選挙、続いて川崎区においては市議川崎区補欠選挙の選挙時登録も行いました。

選挙の別	登録基準日	登録日	異議申出日
市長選挙	〔住所〕 令和7.10.11 〔年齢〕 令和7.10.26	令和7.10.11	令和7.10.12

選挙の別	登録基準日	登録日	異議申出日
市議川崎区 補欠選挙	〔住所〕 令和7.10.16 〔年齢〕 令和7.10.26	令和7.10.16	令和7.10.17

これにより、各区の選挙管理委員会において登録した結果、選挙人名簿登録者数（令和7年10月11日現在）（以下、「登録者数」という。）は、男が645,148人、女が634,807、総計で1,279,955人となり、前回の令和3年10月31日執行の川崎市長選挙（以下、「前回市長選挙」という。）と比較して総数で19,015人増加しました。

(5) 投票

ア 投票区

投票区の総数は全市合計164箇所、前回市長選挙時の163箇所から中原区で1箇所増えています。

これを選挙人名簿登録者数の段階別に見ると次表のとおりです。

登録者数 (人)	0 ～ 2,999	3,000 ～ 4,999	5,000 ～ 6,999	7,000 ～ 8,999	9,000 ～ 10,999	11,000 ～ 12,999	13,000 ～
投票区数	1	23	52	40	26	11	11

投票区数を行政区別にみると川崎区が29と最も多く、次いで中原区が27、多摩区24、高津区23、宮前区23、幸区19、麻生区19の順となっています。

また、本市内で登録者数が最も多かった投票区は、中原区の第1投票区（中原区役所）の15,222人、最も少なかったのは中原区の第5投票区（西丸子小学校）の1,977人で、1投票区当たりの平均登録者数は7,805人でした。

イ 投票の状況

投票は10月26日（日）午前7時から午後8時まで、市区職員1,413人、市民従事者574人の計1,987人の従事者により各投票所で一斉に市長選挙、市議川崎区補欠選挙（川崎区のみ）の順に行われました。

市長選挙の時間ごとの投票率（％）の概要は次表のとおりです。

時刻等	10:00	11:00	14:00	16:00	18:00	19:30	確定
今回	1.74	3.40	10.04	14.01	17.31	19.69	32.93
前回	4.73	8.77	22.07	28.16	34.25	38.36	57.66

投票の結果をみると、全市における市長選挙の選挙当日の有権者数は1,258,970人、投票者数は414,622人で、投票率は32.93％と衆議院議員総選挙と同日で執行された前回より24.73ポイント下回る結果となりました。

各行政区別の市長選挙の投票率をみると、最も高かったのが麻生区の35.3

1%、これに次いで中原区が34.79%、幸区34.63%、多摩区33.01%、高津区31.84%、宮前区30.91%、川崎区30.73%の順でした。

また、投票用紙は従前のおり開票作業の迅速化に資するため、投函後開いた状態になる合成紙（ユポ紙）を使用し、それぞれ地色は市長選挙が白色、市議川崎区補欠選挙がクリーム色で、印刷色はいずれも黒色でした。

ウ 代理投票

身体の故障等により代理投票をした者を市長選挙についてみると、全市で278人で、最も多かったのは川崎区の58人、最も少なかったのは麻生区の25人でした。

エ 点字投票

視覚障害者であることにより点字投票をした者を市長選挙についてみると、全市で29人で、最も多かったのは高津区の9人、最も少なかったのは幸区の1人でした。

オ 期日前投票及び不在者投票

各区の期日前投票所は、いずれの期日前投票所も市長選挙の告示日の翌日（10月13日）から選挙の期日の前日（同月25日）までの間、期日前投票所の投票時間については、開始時刻は午前8時30分（中原区の国際交流センターのみ午前9時）から午後8時まで、次表のとおり設置しました。

区名	期日前投票所施設	所在地
川崎区	川崎市川崎区役所12階会議室	川崎区東田町8番地
	川崎市川崎区役所大師支所仮庁舎2階会議室	川崎区台町26番7号
	川崎市川崎区役所田島支所仮庁舎2階会議室	川崎区田島町20番23号
幸区	川崎市幸区役所4階会議室	幸区戸手本町1丁目11番地1
	川崎市幸区役所日吉出張所2階日吉おやこであそぼうランド	幸区南加瀬1丁目7番17号
中原区	川崎市中原区役所5階会議室	中原区小杉町3丁目245番地
	川崎市国際交流センター別棟レクリエーションルーム	中原区木月祇園町2番1号
高津区	川崎市高津区役所5階会議室	高津区下作延2丁目8番1号
	川崎市高津区役所橘出張所2階会議室	高津区千年1362番地1
宮前区	川崎市宮前区役所4階会議室	宮前区宮前平2丁目20番地5
	川崎市宮前区役所向丘出張所1階ロビー	宮前区平1丁目1番10号
多摩区	川崎市多摩区役所11階会議室	多摩区登戸1775番地1
	川崎市多摩区役所1階講堂	多摩区登戸1775番地1
	川崎市多摩区役所生田出張所2階大会議室	多摩区生田7丁目16番1号
麻生区	川崎市麻生区役所4階会議室	麻生区万福寺1丁目5番1号
	川崎市麻生区役所柿生分庁舎1階ホール	麻生区上麻生6丁目29番18号

※ 選挙人名簿に登録されている区内の期日前投票所であれば、いずれの期日前投票所でも選挙人の受付を行いました。

※ 混雑緩和対策として、多摩区役所に設置した期日前投票所にあつては、最も混雑する期日前投票最終日である10月25日（土）のみ、11階会議室に加えて1階講堂にも期日前投票所を設置しました。

期日前投票及び不在者投票をした者の数等については次表のとおりです。

【市長選挙】

項目 選挙	選挙当日の 有権者数	投票者 総数	期日前 投票者数	不在者 投票者数	期日前投票 不在者投票 合計	投票者総数に対する 期日前投票・不在者 投票をした者の割合
今回	1,258,970	414,622	146,018	1,725	147,743	35.63 %
前回(R3)	1,241,333	715,772	208,263	3,149	211,412	29.54 %
増 △減	17,637	△301,150	△62,245	△1,424	△63,669	6.09 ポイント

カ 特定国外派遣組織に属する選挙人の投票

特定国外派遣組織に属する選挙人の国外における不在者投票についてこの制度を利用した選挙人は、今回はいませんでした。

(6) 開票

開票は、選挙人に速やかに選挙の結果を知らせるよう努めなければならないとする公職選挙法第6条第2項の趣旨から、今回も投票日と同日である令和7年10月26日（日）に即日開票としました。開票開始時刻については、前回より10分早めた午後9時からとし、市内7箇所の開票所において一斉に、市区職員788人、市民従事者等325人の計1,113人によって、投票用紙計数機を全市で138台を使用して行われました。

各区の開票所は、次表のとおりです。

開票区	開票所施設の名称	所在地
川崎区	川崎市スポーツ・文化総合センター大体育室	川崎区富士見1丁目1番4号
幸区	川崎市幸スポーツセンター大体育室	幸区戸手本町1丁目11番地3
中原区	東急ドレッセとどろきアリーナサブアリーナ	中原区等々力1番3号
高津区	川崎市立高津高等学校新体育館	高津区久本3丁目11番1号
宮前区	川崎市宮前スポーツセンター大体育室	宮前区犬蔵1丁目10番3号
多摩区	川崎市多摩スポーツセンター大体育室	多摩区菅北浦4丁目12番5号
麻生区	川崎市麻生スポーツセンター大体育室	麻生区上麻生3丁目6番1号

ア 開票の状況

開票作業は令和7年10月26日午後9時の開始とともに進捗し、一部の区において投票者数の再確定を行ったことなどもあり、開票の全市の確定は、市長選挙が25時02分、市議川崎区補欠選挙が22時39分でした。

イ 無効投票

市長選挙においては、3,849票（無効投票率0.93%）、市議川崎区補欠選挙においては、2,140票（同3.78%）でした。

また、無効投票の内訳では、各選挙とも同様の傾向を示し、「白紙投票」が圧倒的に多く、市長選挙では2,629票（無効投票中68.30%）、市議川崎

区補欠選挙では1, 440票（無効投票中67.28%）でした。

(7) 選挙会

市長選挙の選挙会は、投・開票日の翌日10月27日（月）午後2時から川崎市役所本庁舎復元棟303会議室において、3人の選挙立会人が立会いの上、開催され、各開票管理者の開票結果報告書等に基づき法定得票数等を計算し、当選人が決定されました。

なお、市議川崎区補欠選挙の選挙会は、法第79条の規定により、選挙会の区域と開票区の区域が同一であるため、開票事務と合同で行われ、投票日当日の10月26日（日）開票作業終了後、直ちに法定得票数等を計算し、当選人が決定されました。

(8) 当選人

ア 市長選挙

「福田紀彦氏（無所属／現）」が253, 355票を得て当選人となりました。

イ 市議川崎区補欠選挙

「すがや英彦氏（自由民主党／新）」が19, 983票を得て当選人となりました。

(9) 選挙公営

ア ポスター掲示場

ポスター掲示場の様式については、市長選挙、選挙とも3段式、11区画を採用しました。

今回の各選挙におけるポスター掲示場の設置数は、次表のとおりです。

行政区	投票区数	設置数
川崎区	29	228
幸区	19	152
中原区	27	221
高津区	23	188
宮前区	23	189
多摩区	24	194
麻生区	19	153
計	164	1, 325

イ 選挙公報

事業者及び川崎区・多摩区の一部地域においては町内会・自治会等の住民組織の協力を得て、市長選挙（川崎区については加えて市議川崎区補欠選挙の合計2種類）の公報を各世帯へ配布しました。

*各区が受領した各選挙の公報の部数（枚）

区 別	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	計
市長選挙	159,860	106,960	169,010	141,760	131,710	142,710	103,160	955,170
市議川崎区補欠選挙	159,360	—	—	—	—	—	—	159,360

ウ 個人演説会

個人演説会を開催することができる公営施設の数、全市で学校188箇所、公民館13箇所、市選挙管理委員会の指定した施設25箇所の計226箇所で、同施設を利用した開催状況は、市長選挙で0回、市議川崎区補欠選挙で1回でした。

エ 公費負担

市長選挙における公費負担制度の利用状況は、6候補中、選挙運動用自動車の使用については、自動車の借入れは2名、燃料供給は1名、運転手の雇用は2名が利用し、また、選挙運動用ビラの作成、ポスターの作成については2名、選挙運動用葉書については4名が利用しました。

市議川崎区補欠選挙における公費負担制度の利用状況は、5候補中、選挙運動用自動車の使用については、自動車の借入れが3名、燃料供給が3名、運転手の雇用が4名、それぞれ利用し、また、選挙運動用ビラの作成、ポスターの作成については4名、選挙運動用葉書については全候補者が利用しました。

(10) 供託金

市長選挙の立候補に必要な供託金の額は240万円です。その没収点は有効投票総数の10分の1ですが、今回の選挙では41,077.100票で、この没収点に達しない候補者は4名でした。

市議川崎区補欠選挙の立候補に必要な供託金の額は50万円です。その没収点は有効投票総数を選挙区の定数である9で除した数の10分の1ですが、今回の選挙では605.344票で、この没収点に達しない候補者はいませんでした。

2 主要事務日程表

期 目 前 後	月 日	曜 日	川崎市選挙管理委員会		各区選挙管理委員会		備 考
			処 理 事 項	委員会・ その他会議等	処 理 事 項	委員会・ その他会議等	
291	1・8	水		* 県警捜査第二課との打合せ (参院選打合せ後に実施) 県庁会議室			
236	3・4	火	* 全町連役員会への協力依頼		* (4月以降順次・区町連総会)		
222	3・18	火	* 選挙係長会議 (配置基準の説明)	* 選挙係長会議 13:15 委員会会議室	* 選挙係長会議 (配置基準の説明)	* 選挙係長会議 13:15 委員会会議室	
201	4・8	火	* 庶務課長会議にて職員応援体制基礎資料の提出依頼の事前説明				
200	4・9	水	* 事前協議 (市⇒市労連・市職労)				
191	4・18	金		* 選挙係長会議 13:15 委員会会議室		* 選挙係長会議 13:15 委員会会議室	
187	4・22	火	* 職員応援体制基礎資料の提出依頼 (市⇒各局・室・本部、区)		* 職員応援体制基礎資料の提出依頼 (市⇒区)		
167	5・12	月	* 市長選挙の期日(投票日)及び選挙の期日を告示する日並びに即日開票の決定 * 啓発事業計画の決定 * 職員応援体制基礎資料の受領 (各局・室・本部、区⇒市)	* 委員会 10:00 委員会会議室 * 第1回記者説明会 14:00 記者クラブ室	* 職員応援体制基礎資料の提出 (区⇒市)		
166	5・13	火	* 定例局長会議・庶務課長会議にて市長選挙の期日等の周知				
161	5・18	日	* (市長) 候補者等及び後援団体の政治活動用ポスター掲示禁止期間始期 (選挙期日まで)				
160	5・19	月		* 選挙係長会議 13:15 委員会会議室		* 選挙係長会議 13:15 委員会会議室	
147	6・2	月				* 委員会	《定時登録》
146	6・3	火		* 委員会 11:00 委員会会議室			
128	6・20	金		* 委員会 10:00 委員会会議室		* 委員会	
118	6・30	金		* 映像・印刷ソフト、ポスター等制作委託プレゼンテーション9:45 委員会会議室			
115	7・3	木		参議院議員通常選挙 公示日			
				* 委員会 10:00 南庁舎 15F 会議室		* 委員会	
114	7・4	金	* 教育だよりかわさき (Vol.133) 選挙実施・親子連れ投票等広報				

期 前 後	月 日	曜 日	川崎市選挙管理委員会		各区選挙管理委員会		備 考	
			処 理 事 項	委員会・ その他会議等	処 理 事 項	委員会・ その他会議等		
107	7・11	金	*局・区別投票所割当数の通知 (市⇒各局・室・本部、区)		*局・区別投票所割当数の通知受領 (市⇒区)			
98	7・20	日	参議院議員通常選挙 投・開票日					
88	7・30	水	*教育委員会等への用務員従事・学 校施設使用の協力依頼(市⇒教育 等) *投・開票事務従事者不足数の報 告依頼(市⇒区)	*法務局川崎支局 との打合せ 9:00 川崎支局	*投・開票事務従事者不足数の報告 依頼受領(市⇒区)			
82	8・5	火	*庶務課長会議にて投開票事務 従事者の協力要請(局長会議) の事前周知		*NPO 用務員の従事依頼(区選管⇒ NPO 団体)			
79	8・8	金	*投・開票事務従事者不足数の報 告(区⇒市) *用務員の投票事務従事者の名 簿受領(学校長⇒区⇒市)		*投・開票事務従事者不足数の報告 (区⇒市) *用務員の投票事務従事者の名簿提 出(学校長⇒区⇒市)			
72	8・15	金	*副市長へ投開票事務従事者の 協力要請の説明					
69	8・18	月	*配置基準の変更、投・開票事務 従事者不足数の報告再依頼(市 ⇒区) *投・開票事務従事者名簿様式送 付(市⇒区)		*配置基準の変更、投・開票事務従 事者不足数の報告再依頼受領(市 ⇒区) *投・開票事務従事者名簿様式受領 (市⇒区)			
67	8・20	水	* (市長) 後援団体等の寄附禁止 強化始期(10月26日まで)					
66	8・21	木	*投・開票事務従事者不足数の再 報告(区⇒市) *市長へ投開票事務従事者の協 力要請の説明	*委員会 10:00 委員会会議室	*投・開票事務従事者不足数の再報 告(区⇒市)			
65	8・22	金	*配置基準変更に伴う協議 (市⇒市職労・市労連) *委嘱状等用紙の送付及び原文 データの送信(市⇒区)		*委嘱状等用紙の送付及び原文デー タの受信(市⇒区)			
62	8・25	月			*個人演説会の公営施設の設備の 程度・費用額の承認申請通知(区 ⇒管理者)			
61	8・26	火	*定例局長会議にて投開票事務 従事者の協力要請 *投・開票事務従事応援職員局別 割当・名簿提出依頼(市⇒各 局・室・本部)					
60	8・27	水	*点字判読者への開票事務従事 依頼(市⇒点字判読者の各区リ ーダー)	*選挙係長会議 9:15 南庁舎第4 会議室		*選挙係長会議 9:15 南庁舎第4 会議室		
59	8・28	木		*日本郵便(株) 港 郵便局との打合せ 11:00 委員会会議 室				
58	8・29	金			*ポスター掲示場設置場所選定期限			
55	9・1	月				*委員会	《定時登録》	

期 前 後	月 日	曜 日	川崎市選挙管理委員会		各区選挙管理委員会		備 考
			処 理 事 項	委員会・ その他会議等	処 理 事 項	委員会・ その他会議等	
54	9・2	火	<ul style="list-style-type: none"> * (市長) 選挙長の選任 * (市長) 選挙長職務代理者の選任 * (市長) 選挙会の場所及び日時 の決定 * (市長) 選挙時登録の登録基準 日の決定・告示 * (市長) 投票用紙の様式の決定 * (市長) 投票所入場券の様式及 び交付方法の決定 * 不在者投票用外封筒等に押す べき印を刷込み式にすること の決定 * (市長) 自動車・船舶用表示板 及び拡声機用表示板の材質、地 色及び文字の色の決定 * (市長) 標旗並びに乗車・乗船 章及び選挙運動員章の地色及び 文字の色の決定 * (市長) ビラ証紙の地模様及 びその色の決定 * (市長) ポスター掲示場の設置 様式の決定 * (市長) ポスター掲示場の掲示 区画の数及び設置を完了しな ければならない日の決定 * (市長) 政治活動用自動車表示 板の材質、地色及び文字の色の 決定 * (市長) 政治活動用ポスター証 紙の地模様及びその色の決定 * (市長) 政談演説会告知用立 札・看板類表示板の地色及び文 字の色の決定 * (市長) 選挙公報の規格等の決 定 * (市長) 選挙公報の掲載順序の くじを行う場所及び日時決定 * (市長) 委員長専決事項の指定 * ポスター掲示場一覧表、図面原 稿等受領期限 (区⇒市) * 全町連役員会での協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> * 委員会 10:00 委員会会議室 * 市・区委員長会議 14:00 南庁舎 15F 会議室 	<ul style="list-style-type: none"> * ポスター掲示場一覧表、図面原稿 等提出期限 (区⇒市) * ポスター掲示場道路占用許可申請 (区⇒道路公園センター) * ポスター掲示場道路使用許可申請 (区⇒所轄警察署) * ポスター掲示場設置各種許可申請 (区⇒関係機関等) 	<ul style="list-style-type: none"> * 市・区委員長会 議 14:00 南庁舎 15F 会議室 	
53	9・3	水	<ul style="list-style-type: none"> * ≪報道発表≫啓発メインビジ ジュアル決定 	<ul style="list-style-type: none"> * 庶務担当者会議 9:30 WEB 会議 		<ul style="list-style-type: none"> * 庶務担当者会議 9:30 WEB 会議 	
52	9・4	木	<ul style="list-style-type: none"> * ポスター掲示場一覧表、図面原 稿等受領期限 (区⇒市) * 投票所入場整理券封筒校了 				
48	9・8	月	<ul style="list-style-type: none"> * (市長) ポスター掲示場設置業 者入札 				
47	9・9	火	<ul style="list-style-type: none"> * 投・開票事務従事応援職員局別 名簿の提出 (各局・室・本部⇒ 市) 				

期 日 前 後	月 日	曜 日	川崎市選挙管理委員会		各区選挙管理委員会		備 考
			処 理 事 項	委 員 会 ・ そ の 他 会 議 等	処 理 事 項	委 員 会 ・ そ の 他 会 議 等	
46	9・10	水	*投票所入場整理券同封用案内チラシ校了	*選挙人名簿担当者会議 13:00 WEB会議 *期日前・不在者投票事務担当者会議 15:00 WEB会議		*選挙人名簿担当者会議 13:00 WEB会議 *期日前・不在者投票事務担当者会議 15:00 WEB会議	
45	9・11	木			*個人演説会の公営施設の設備の程度・費用額の承認申請書提出期限（管理者⇒区）		
44	9・12	金	*（市補）市長選挙と同時に行うことの決定 *（市補）選挙の期日（投票日）及び選挙の期日を告示する日並びに即日開票の決定 *（市補）選挙長の選任 *（市補）選挙長職務代理者の選任 *（市補）開票事務と選挙会事務との合同 *（市補）選挙会の場所及び日時 の決定 *（市補）選挙時登録の登録基準日の決定・告示 *（市補）投票用紙の様式の決定 *（市補）不在者投票用外封筒等に押すべき印を刷込み式にすることの決定 *（市補）投票所入場券の様式及び交付方法の決定 *（市補）投票及び開票の順序の決定 *（市補）自動車・船舶用表示板及び拡声機用表示板の材質、地色及び文字の色の決定 *（市補）標旗並びに乗車・乗船章及び選挙運動員章の地色及び文字の色の決定 *（市補）ビラ証紙の地模様及びその色の決定 *（市補）ポスター掲示場の設置様式の決定 *（市補）ポスター掲示場の掲示区画の数及び設置を完了しなければならない日の決定 *（市補）政治活動用自動車表示板の材質、地色及び文字の色の決定 *（市補）政治活動用ポスター証紙の地模様及びその色の決定 *（市補）政談演説会告知用立札・看板類表示板の地色及び文字の色の決定 *（市補）選挙公報の規格等の決定 *（市補）選挙公報の掲載順序のくじを行う場所及び日時の決定 *（市補）委員長専決事項の指定 *投票所入場整理券・宛名用紙校了	*委員会 10:00 委員会会議室			

期 日 前 後	月 日	曜 日	川崎市選挙管理委員会		各区選挙管理委員会		備 考
			処 理 事 項	委 員 会 ・ そ の 他 会 議 等	処 理 事 項	委 員 会 ・ そ の 他 会 議 等	
43	9・13	土	*配置基準の変更、投・開票事務従事者不足数の報告再々依頼 (市⇒川崎区)		*配置基準の変更、投・開票事務従事者不足数の報告再々依頼受領 (市⇒川崎区)		
40	9・16	火	*投・開票事務従事者不足数の再々報告(川崎区⇒市) *投・開票事務従事応援職員局別割当・名簿提出再依頼(市⇒各局・室・本部) *特設ホームページ(予告ページ)の公開開始	* (市長) 政党説明会 10:30 南庁舎第5・6 会議室 * (市長) 立候補予定者事前説明会 15:30 南庁舎第5・6 会議室	*投・開票事務従事者不足数の再々報告(川崎区⇒市)		
39	9・17	水	*投・開票事務従事本庁応援職員名簿の送付(市⇒区(川崎区を除く)) *投・開票事務従事応援職員局別名簿者確定名簿及び開票集合通知文提出依頼(市⇒区) *特設ホームページ(予告ページ)の公開開始	*投票事務担当者会議 13:00 WEB 会議 *投票受付システム担当者会議 15:00 WEB 会議	*投・開票事務従事本庁応援職員名簿の受領(市⇒区(川崎区を除く))	*投票事務担当者会議 13:00 WEB 会議 *投票受付システム担当者会議 15:00 WEB 会議	
38	9・18	木	*投開票速報局内リハーサル 16:00 選挙管理委員会事務局長室				
37	9・19	金	*選挙時登録・住民マスタ現在日 *直接請求署名収集禁止期間開始期【自治法74⑦、自治令92④】 (選挙期日まで)		*選挙人名簿の登録の移替えの延期の決定・告示(9月21日までに実施) *ポスター掲示場の設置様式・掲示区画等の決定 *ポスター掲示場の表示・注意欄の下に接する区画を選挙啓発のために使用することの決定 *不在者投票用紙等の告示日前郵送交付日の決定	*委員会	
34	9・22	月	*投票所入場整理券用データ引渡し(市⇒業者) *選挙人名簿の登録の移替え延期期間開始期(選挙期日まで)		*選挙人名簿の登録の移替え延期期間開始期(選挙期日まで)		
32	9・24	水	*開票所レイアウト受領(区⇒市)	*指定施設不在者投票事務説明会(書面開催) *投・開票速報担当者会議 14:00 WEB 会議	*開票所レイアウト提出(区⇒市)	*投・開票速報担当者会議 14:00 WEB 会議	
30	9・26	金	*投・開票事務従事応援職員局別名簿の再提出(各局・室・本部⇒市) *点字判読者名簿の受領と各区への通知(点字判読者の各区リーダー⇒市⇒区)	* (市補) 政党説明会 10:00 南庁舎第5・6 会議室 * (市補) 立候補予定者事前説明会 14:00 南庁舎第5・6 会議室			
29	9・27	土	*投・開票事務従事本庁応援職員名簿の送付(市⇒川崎区)		*投・開票事務従事本庁応援職員名簿の受領(市⇒川崎区)		

期 日 前 後	月	日	曜 日	川崎市選挙管理委員会		各区選挙管理委員会		備 考	
				処 理 事 項	委 員 会 ・ そ の 他 会 議 等	処 理 事 項	委 員 会 ・ そ の 他 会 議 等		
27	9・29	月		*個人演説会の公営施設の設備の程度・費用額の承認、同管理者へ通知 *警察（県警捜査第二課）への事前資料送付（市⇒県警） *（市長）ポスター掲示場の納入（1日目）					
26	9・30	火		*（市長）ポスター掲示場の納入（2日目） *（市長）立候補届出書事前審査開始（10月11日まで） *（市長）選挙公報事前相談開始（10月11日まで） *（市長）確認団体事前審査開始（10月11日まで） *ポスター掲示場設置場所一覧表・図面便宜供与開始		*（市長）ポスター掲示場の設置作業開始（10月9日まで） *（市長）ポスター掲示場の設置検査・補修期間（10月10日まで）			
25	10・1	水		*市政だより（10月1日号）選挙期日・投票参加等広報 *特設ホームページの公開開始		*委員長交代	*委員会		
24	10・2	木		*市選管投・開票速報室応援職員の調整・依頼 *（市補）ポスター掲示場の納入	*開票事務担当者会議 14:00 WEB 会議	*（市補）ポスター掲示場の設置作業開始（10月11日まで） *（市補）ポスター掲示場の設置検査・補修期間（10月15日まで）	*開票事務担当者会議 14:00 WEB 会議		
23	10・3	金		*第1次物品等受領（期日前投票及び不在者投票・投票関係用紙受領）（市・業者⇒区）		*第1次物品等受領（期日前投票及び不在者投票・投票関係用紙受領）（市・業者⇒区）			
20	10・6	月		*（市補）選挙公報事前相談開始（10月16日まで） *（市補）確認団体事前審査開始（10月16日まで） *投・開票事務従事者確定名簿受領（区⇒市）	*第2回記者説明会 14:00 記者クラブ室	*（市補）立候補届出書事前審査開始（10月16日まで） *投・開票事務従事者確定名簿の送付（区⇒市） *投票所入場券郵便局へ差出（10月10日（金）配達完了見込み）（基本分）			
18	10・8	水				*不在者投票用紙等の告示日前における郵送等の発送開始（国外・船舶内）			
17	10・9	木		*個人演説会の公営施設の設備の程度・費用額の公表（管理者（本庁依頼分））		*（市長）ポスター掲示場の設置作業完了 *個人演説会の公営施設の設備の程度・費用額の公表（管理者（区長等））			
16	10・10	金		*投・開票事務従事者の協議通知（市⇒総務企画局⇒市長） *投・開票事務従事者の開票所集合通知文受領（区⇒市） *第1回投・開票速報リハーサル 午後（14:00～）	*（市長）立候補届出受理リハーサル 10:00 南庁舎第5・6会議室	*投・開票事務従事者の開票所集合通知文送付（区⇒市） *第1回投・開票速報リハーサル 午後（14:00～）			

期 前 後	月 日	曜 日	川崎市選挙管理委員会		各区選挙管理委員会		備 考
			処 理 事 項	委員会・ その他会議等	処 理 事 項	委員会・ その他会議等	
15	10・11	土	川崎市長選挙 選挙時登録基準日・登録日				(市長) 《選挙時登録》
			<ul style="list-style-type: none"> * (市長) 選挙運動費用の支出制限額の決定 * 選挙人名簿登録者数電話報告受信 9:00 まで (区⇒市) 	<ul style="list-style-type: none"> * 委員会 10:00 南庁舎第1会議室 	<ul style="list-style-type: none"> * 選挙人名簿登録者数電話報告 9:00 まで (区⇒市) * ポスター掲示場の設置場所の決定 * 選挙時登録における選挙人名簿の登録の抹消の決定及び登録の移替え報告 * 選挙時登録に係る選挙人名簿の改製の決定 * (市長) 選挙人名簿の選挙時登録の決定 * 選挙人名簿の抄本の調製及び使用の決定 * 期日前投票所を設ける場所の指定 * 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任 * 期日前投票所の投票立会人の選任及び期日前投票所の投票管理者への通知 * 不在者投票所の事務を取扱う場所の決定 * 期日前投票、不在者投票及び投票の記載場所における氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじの方法並びにくじを行う場所及び日時決定 * 投票所を設ける場所の指定 * 投票管理者及び同職務代理者の選任 * 投票立会人の選任、投票管理者への通知及び選挙期日前3日までに投票立会人への通知 * (市長) 開票立会人を定めるくじの方法並びにくじを行う場所及び日時決定 * (市長) 開票の場所及び日時決定 * (市長) 開票管理者及び同職務代理者の選任 * (市長) 不在者投票用紙等の告示日前における郵便等の発送開始 * (市補) ポスター掲示場の設置作業完了 	<ul style="list-style-type: none"> * 委員会 	

期日前 （後）	月 日	曜日	川崎市選挙管理委員会		各区選挙管理委員会		備 考	
			処 理 事 項	委員会・ その他会議等	処 理 事 項	委員会・ その他会議等		
14	10・12	日	川 崎 市 長 選 挙 告 示 日					
			<ul style="list-style-type: none"> * 選挙期日の告示 * 市議補欠選挙事由発生告示 * (市長) 立候補届出の受理 (8:30~17:00 南庁舎第5・6 会議室)・告示 * (市長) 選挙公報掲載申請の 受理 * (市長) 候補者届出状況連絡 (市⇒区) * (市長) 選挙立会人届出受理 開始 * (市長) 政治団体確認申請の 受理(委員会会議室) * (市長) 選挙長及び同職務代 理者の氏名等の告示 * (市長) 選挙会の日時及び場 所の告示 * (市長) 投票用紙の様式の告 示 * (市長) 自動車・船舶用表示 板及び拡声機用表示板の材 質、地色及び文字の色の告示 * (市長) 標旗並びに乗車・乗 船章及び選挙運動員章の地色 及び文字の色の告示 * (市長) ビラ証紙の地模様及 びその色の告示 * (市長) 政治活動用自動車表 示板の材質、地色及び文字の 色の告示 * (市長) 政治活動用ポスター 証紙の地模様及びその色の告 示 * (市長) 政談演説会告知用立 札・看板類表示板の地色及び 文字の色の告示 * (市長) 選挙公報の掲載順序 を定めるくじを行う場所及び 日時の告示 * (市長) 選挙運動費用の支出 制限額の告示 * (市長) 選挙公報掲載順序の くじ施行 * (市長) 候補者の氏名等を投 票管理者及び開票管理者へ通 知(市⇒区) * (市長) 期日前・不在者投票及 び投票の記載場所における氏 名等の掲示の掲載順序を定め るくじの結果の受信(区⇒市) * (市長) 候補者氏名等の記載 された政党等の政治活動用ポ スター撤去期限 	<ul style="list-style-type: none"> * 委員会 17:15 南 庁舎第1会議室 	<ul style="list-style-type: none"> * (市長) 期日前投票所を設ける場 所の告示・投票管理者及び開票管 理者並びに市への報告 * (市長) 期日前投票所を開く時刻 の繰り下げの告示・投票管理者並 びに市への報告(中原区のみ) * (市長) 期日前投票所の投票管理 者及び同職務代理者の住所及び 氏名並びに職務を行う日の告 示・開票管理者への報告 * (市長) 不在者投票の事務を取扱 う場所の告示 * (市長) 期日前投票、不在者投票 及び投票の記載場所における氏 名等の掲示の掲載順序を定める くじを行う場所及び日時の告示 * (市長) 投票所を設ける場所の指 定の告示・投票管理者及び開票管 理者並びに市への報告 * (市長) 投票管理者及び同職務代 理者の告示・開票管理者への報告 * (市長) 開票立会人を定めるくじ を行う場所及び日時の告示 * (市長) 開票の場所及び日時の告 示・選挙長及び開票管理者並び に市への報告 * (市長) 開票管理者及び同職務代 理者の告示・選挙長への報告 * 選挙人名簿の異議の申出受理(告 示日のみ) * 選挙人名簿の抄本の閲覧停止(た だし登録の確認のための閲覧は 告示日のみできる) (10月31日まで) * 在外選挙人名簿の抄本の閲覧停 止(10月31日まで) * (市長) 候補者届出状況受信(市 ⇒区) * (市長) 開票立会人届出受理開始 * (市長) 選挙事務所の設置、異動 届出受理開始 * (市長) 公営施設使用の個人演説 会開催申出の受付開始 * (市長) ポスター掲示場へポスタ ー掲示開始 * (市長) 期日前投票、不在者投票 及び投票の記載場所における氏 名等の掲示の掲載順序を定める くじの施行(17:00以降)及び結 果の送付(区⇒市) 	<ul style="list-style-type: none"> * 委員会 17:00以降 		

期 日 前 後	月	日	曜 日	川崎市選挙管理委員会		各区選挙管理委員会		備 考	
				処 理 事 項	委 員 会 ・ そ の 他 会 議 等	処 理 事 項	委 員 会 ・ そ の 他 会 議 等		
13	10	13	月	川崎市長選挙 期日前投票及び不在者投票開始 (10月25日まで)					
				<ul style="list-style-type: none"> * (市長) 選挙公報ホームページ掲載開始 * (市長) 選挙公報印刷、受領 (全区) * (市長) 選挙公報の仕分け開始 (川崎区を除く) * (市補) 候補者等及び後援団体の政治活動用ポスター掲示禁止期間始期 (選挙期日まで) * (市補) 後援団体の寄附禁止強化期間始期 (選挙期日まで) 		<ul style="list-style-type: none"> * (市補) 候補者等及び後援団体の政治活動用ポスター掲示禁止期間始期 (選挙期日まで) * (市補) 後援団体の寄附禁止強化期間始期 (選挙期日まで) 			
12	10	14	火	<ul style="list-style-type: none"> * (市長) 選挙公報の配送 (川崎区を除く) * 開票事務応援職員の開票所集合通知文配布 (市⇒局・室・本部) * 期日前投票者数中間集計 (選挙期日前12日20:00現在の数の報告受信・翌日発表) (区⇒市) 		<ul style="list-style-type: none"> * (市長) 公営施設使用の個人演説会開始 * (市長) 選挙公報を市から受領、事業者及び町内会・自治会等へ配送、各世帯配布開始 (川崎区除く) * 期日前投票者数中間集計 (選挙期日前12日20:00現在の数の報告受信・翌日発表) (区⇒市) 			
11	10	15	水			<ul style="list-style-type: none"> * (市補) 投票所入場券郵便局へ差出 (10月17日 (金) 配達完了見込み) (市補選挙時登録者分) 			
10	10	16	木	川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙 選挙時登録基準日・登録日					(市補) 《選挙時登録》
				<ul style="list-style-type: none"> * 直接請求法定数の決定・同告示 * (市補) 選挙運動費用の支出制限額の決定 	<ul style="list-style-type: none"> * 委員会 10:00 選挙管理委員会 	<ul style="list-style-type: none"> * (市補) 選挙人名簿の選挙時登録の決定 (川崎区) * (市補) ポスター掲示場の設置場所の告示 (川崎区) 	<ul style="list-style-type: none"> * 委員会 (川崎区) * (市補) 立候補届出受理リハーサル 川崎区役所 10階会議室 		

期 日 前 後	月 日	曜 日	川崎市選挙管理委員会		各区選挙管理委員会		備 考	
			処 理 事 項	委 員 会 ・ そ の 他 会 議 等	処 理 事 項	委 員 会 ・ そ の 他 会 議 等		
9	10・17	金	川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙 告示日					
			<ul style="list-style-type: none"> * 市議川崎区補欠選挙の告示 * (市補)立候補届出状況受信(川崎区⇒市) * (市補)政治団体の確認申請の受理 * (市補)投票用紙の様式の告示 * (市補)開票事務と選挙会事務との合同の告示 * (市補)選挙会の場所及び日時の告示 * (市補)選挙長及び同職務代理者の氏名等の告示 * (市補)投票及び開票の順序の告示 * (市補)自動車・船舶用表示板及び拡声機用表示板の材質、地色及び文字の色の告示 * (市補)標旗並びに乗車・乗船章及び選挙運動員章の地色及び文字の色の告示 * (市補)ビラ証紙の地模様及びその色の告示 * (市補)政治活動用自動車表示板の材質、地色及び文字の色の告示 * (市補)政治活動用ポスター証紙の地模様及びその色の告示 * (市補)政談演説会告知用立札・看板類表示板の地色及び文字の色の告示 * (市補)選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示 * (市補)選挙運動費用の支出制限額の告示 * (市補)選挙公報掲載順序のくじ施行 * (市補)候補者の氏名等を投票管理者及び開票管理者へ通知(川崎区経由) * (市補)期日前・不在者投票及び投票の記載場所における氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじの結果の受信(川崎区⇒市) * (市補)候補者氏名等の記載された政党等の政治活動用ポスター撤去期限 * (市補)選挙公報ホームページ掲載開始 	<ul style="list-style-type: none"> * 委員会 17:15 選挙管理委員室 	<ul style="list-style-type: none"> * (市補)立候補届出の受理 8:30～17:00、告示・市へ連絡 * (市補)選挙公報掲載申請の受理 * 登録の確認のための閲覧申出の受理(当日、川崎区のみ) * 選挙人名簿の異議の申出の受理(当日、川崎区のみ) * (市補)期日前投票所を設ける場所の告示・投票管理者及び開票管理者並びに市への報告 * (市補)期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の住所及び氏名並びに職務を行う日の告示・開票管理者への報告 * (市補)不在者投票の事務を取扱う場所の告示 * (市補)期日前投票、不在者投票及び投票の記載場所における氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示 * 投票所を設ける場所の指定の告示・投票管理者及び開票管理者並びに市への報告(川崎区のみ) * 投票管理者及び同職務代理者の告示・開票管理者への報告(川崎区のみ) * (市補)選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時の告示 * (市補)選挙事務所の設置、異動届出受理開始 * (市補)公営施設使用の個人演説会開催申出の受付開始 * (市補)ポスター掲示場へポスター掲示開始 * (市補)期日前投票、不在者投票及び投票の記載場所における氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじの施行(17:00以降)及び結果の送付(川崎区⇒市) * (市補)候補者氏名等の記載された政党等の政治活動用ポスター撤去期限 * 街頭啓発(幸区)川崎駅西口周辺 	<ul style="list-style-type: none"> * 委員会 17:00 以降(川崎区) 		
8	10・18	土	川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙 期日前投票及び不在者投票開始(10月25日まで)					
			<ul style="list-style-type: none"> * (市補)選挙公報印刷、受領 * (市長・市補)選挙公報の仕分け開始(川崎区) 		<ul style="list-style-type: none"> * 街頭啓発(高津区)武蔵溝ノ口駅周辺 * 街頭啓発(多摩区)多摩区民祭会場 * 街頭啓発(幸区)幸区民祭会場 			

期日前 （後）	月 日	曜日	川崎市選挙管理委員会		各区選挙管理委員会		備 考
			処 理 事 項	委員会・ その他会議等	処 理 事 項	委員会・ その他会議等	
7	10・19	日	<ul style="list-style-type: none"> *（市長・市補）選挙公報の配送（川崎区） *期日前投票者数中間集計（選挙期日前7日20:00現在の数の報告受信・翌日発表）（区→市） *街頭啓発（市）川崎アゼリア地下街 		<ul style="list-style-type: none"> *（市長・市補）選挙公報を市から受領、事業者及び町内会・自治会等へ配送、各世帯配布開始（川崎区） *（市補）公営施設使用の個人演説会開始 *街頭啓発（川崎区）川崎アゼリア地下街 *街頭啓発（中原区）中原区民祭会場 *期日前投票者数中間集計（選挙期日前7日20:00現在の数の報告送信・翌日発表）（区→市） 		
6	10・20	月	<ul style="list-style-type: none"> *第2回投・開票速報リハーサル 午前 	<ul style="list-style-type: none"> *開票審査事務担当者会議（書面開催） 	<ul style="list-style-type: none"> *第2回投・開票速報リハーサル 午前 *（市補）第2次物品等配送（開票関係）（市→区） 	<ul style="list-style-type: none"> *開票審査事務担当者会議（書面開催） 	
5	10・21	火	<ul style="list-style-type: none"> *当日用投票用紙の配送（市→区） *投票記載所の氏名等掲示の配送（市→区） *点字候補者名簿の配送（市→区） 		<ul style="list-style-type: none"> *当日用投票用紙の受領（市→区） *投票記載所の氏名等掲示の受領（市→区） *点字候補者名簿の受領（市→区） *街頭啓発（宮前区）鷺沼駅周辺 *街頭啓発（中原区）東急小杉駅前周辺 		
4	10・22	水			<ul style="list-style-type: none"> *郵便等による不在者投票用紙等交付請求期限 		
3	10・23	木	<ul style="list-style-type: none"> *（市長）補充立候補届出最終日 *（市長）選挙立会人届出最終日（届出期限） *（市長）選挙立会人を定めるくじの施行 *（市長）選挙立会人が法定数に達しない場合の補充選任 *（市長）選挙立会人の参会通知又はくじの結果通知 		<ul style="list-style-type: none"> *投票立会人の参会通知期限 *公営施設使用の個人演説会開催申出の受付最終日 *開票立会人届出最終日（届出期限） *開票立会人を定めるくじの施行（17:00以降施行） *開票立会人が法定数に達しない場合の補充選任 *開票立会人の参会通知又はくじの結果通知・開票管理者へ開票立会人の氏名等の通知 *投・開票器材の搬入 *（市補）補充立候補届出最終日 *（市補）選挙立会人届出最終日（届出期限） *（市補）選挙立会人を定めるくじの施行 *（市補）選挙立会人が法定数に達しない場合の補充選任 *（市補）選挙立会人の参会通知又はくじの結果通知 *投票所スロープ設置 	<ul style="list-style-type: none"> *委員会 17:00以降 	
2	10・24	金	<ul style="list-style-type: none"> *市速報室設置 *期日前投票者数中間集計（選挙期日前2日20:00現在の数の報告受信・翌日発表）（区→市） *投・開票速報受信テスト（区⇄市） 	<ul style="list-style-type: none"> *投・開票速報応援職員の打合せ 17:30 委員会会議室 	<ul style="list-style-type: none"> *投票所スロープ設置 *投・開票器材の搬入 *選挙公報各世帯へ配布完了（配布期限） *期日前投票者数中間集計（選挙期日前2日20:00現在の数の報告送信・翌日発表）（区→市） *投・開票速報送信テスト *街頭啓発（麻生区）新百合ヶ丘駅南口広場 	<ul style="list-style-type: none"> *開票立会人説明会 	

期日前 後	月 日	曜日	川崎市選挙管理委員会		各区選挙管理委員会		備 考
			処 理 事 項	委員会・ その他会議等	処 理 事 項	委員会・ その他会議等	
1	10・25	土	*投・開票速報受信テスト(区⇄市) *期日前投票者数最終集計(選挙期 日の前日 20:00 現在の概数の報告 受信、発表)(区→市)		*公営施設使用の個人演説会開催最終 日 *期日前投票者数最終集計(選挙期日 の前日 20:00 現在の数を報告、発表) (区→市) *期日前・不在者投票最終日 20:00 まで *投・開票所設営準備完了 *投・開票速報送信テスト(区⇄市)		
0	10・26	日	投票日(選挙期日)・開票日				
			*投・開票速報受信、発表(区→市) *インターネット投・開票速報 *開票結果速報板設置		*選挙人名簿抄本等を投票管理者に送 付 *投票(7:00~20:00) *投・開票速報(区→市) *不在者投票を指定投票区の投票管理 者に送致完了 *期日前投票箱等を開票管理者に送致 *投票箱等を開票管理者に送付 *開票(21:00~) *(市補)選挙会(21:00~) *開票速報板設置(開票所)		
(1)	10・27	月	*開票結果(当選人決定)報告書等 のメール受信、点検(区→市) *当選告知 *当選人の決定の告示 *(市長)当選証書付与式 15:00 本庁舎復元棟 301 会議室 *(市補)当選証書付与式 16:00 本庁舎復元棟 301 会議室 *ポスター掲示場の撤去開始(10 月 31 日まで)	* (市長) 選挙会 14:00 本庁舎復元 棟 303 会議室 * 委員会 14:30 本庁 舎復元棟 302 会議 室	*開票結果(当選人決定)報告書等の メール送信(区→市) *投票所スロープ撤去 *ポスター掲示場の撤去開始(10月31 日まで) *投・開票器材の搬出		
(2)	10・28	火	*定例局長会議にて選挙結果の 報告・お礼		*投・開票器材の搬出		
(5)	10・31	金			*ポスター掲示場の撤去期限		
(8)	11・4	火			*選挙人名簿抄本の閲覧再開 *在外選挙人名簿抄本の閲覧再開		
(15)	11・10	月	*選挙の効力に関する異議の申 出期限 *当選の効力に関する異議の申 出期限 *(市長)第1回選挙運動費用収 支報告書提出期限		* (市補) 第 1 回選挙運動費用収 支報告書提出期限		
(16)	11・11	火	* (市長) 供託物還付通知 * (市長) 請求に基づき供託証明 書の還付を開始		* (市補) 供託物還付通知 * (市補) 請求に基づき供託証明 書の還付を開始		